第

5714

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 5月 19日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ◇ 物納できる財産の順位と財産の範囲

**Q**:平成29年の税制改正で物納できる財産の順位と財産の範囲に改正があったとか。どのようになったのですか?

**A**:次のようになりました。

## 【解説】

平成29年の税制改正で物納できる財産の順位と財産の範囲に改正がありました。

改正内容は、次のとおりです。

- ①これまで物納順位が第2順位であった社債 及び株式等の有価証券のうち、金融商品取 引所に上場されているもの等が第1順位と なりました。
- ②これまで物納できなかった有価証券でも、金融商品取引所に上場されているもの等は第1順位で物納できるようになりました。これにより、平成29年4月1日以降にする物納申請分からは、物納に充てることのできる財産の種類と順位は、次のようになります。第1順位 ①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
  - ②不動産及び上場株式のうち物納 劣後財産に該当するもの
- 第2順位 ③非上場株式等
  - ④非上場株式等のうち物納劣後財 産に該当するもの

## 第3順位 ⑤動産

なお、物納が認められるには、延納によっても金銭で納付することができないこと、期限内に物納申請書を提出することなどの要件を満たさなければなりません。







